

訪問看護ステーションよいかん安城 重要事項説明書

1、事業者の概要

事業者名称	株式会社ボンドワイエム			
代表者	役職名	代表取締役	氏名	今泉洋平
所在地	住所：〒444-0005 岡崎市岡町字北石原 5-9			
電話番号	TEL：0564-73-1877 FAX：0564-73-1878			

2、事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションよいかん安城			
事業所番号	236319022			
所在地	住所：〒446-0033 安城市日の出町 2-20 杉浦ビル 1 階			
電話番号・FAX	TEL：0566-91-1087 FAX：0566-91-1088			
管理者名	近藤 健太			
事業の実施地域	安城市 岡崎市 幸田町 蒲郡市 西尾市 碧南市 高浜市 豊田市			

3、事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援、要介護状態になられた方々に対し、意思及び人格を尊重し、契約者(利用者)の立場に立った適切な訪問看護を提供することを目的とします。
事業の運営方針	① 支援・要介護状態にある者が可能な限りその在宅において、自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供します。 ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するように、療養上の目標を設定し、計画的にサービスを提供します。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

4、事業所の職員体制

職種	常勤・非常勤	資格等
訪問看護師	2.5人以上(管理者1名を含む)	看護師、准看護師の免許を有するもの

5、営業日時

営業日	月曜日 ～ 日曜日
営業時間	午前9時 ～ 午後6時
緊急連絡方法	電話：0566-91-1087 営業時間外：090-1231-6809

6、サービスの内容

(1) 医師の指示に基づき、訪問看護(介護予防訪問看護)計画をたて、サービスを実施します。

① 診療上の世話(清拭の援助、排泄の援助、食事の援助等) ② 病状・障害の看護、医師への報告 ④ 医師の指示の元に行く診療の補助 ④ リハビリテーション ⑤ 終末期・認知症の看護 ⑥ 療器具装着中の観察、管理、指導 ⑦ 家族支援(相談、助言等) ⑧ 療養生活や介護方法等の指導 ⑨ 他のサービス事業者等の連携、調整 ⑩ 在宅ホスピス ⑪ その他
--

※医療処置に必要な衛生材料等は、かかりつけ医療機関からの支給、または自費購入でお願いします。

(2) 訪問看護(予防訪問看護)計画については利用者または家族に説明し、同意をいただきます。

(3) サービスの提供は親切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。わからないことがあればいつでも訪問職員にお聞きください。

(4) 職員は常に身分証明書を携行していますので、必要な場合はいつでもその場でお求めください。

7、サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供に当っては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供する場合があります。

(2) 訪問看護師の交代

① 選任された訪問看護師の交代を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交代を申し出る事が出来ます。ただし、利用者から特定の訪問看護師の指名は出来ません。

② 事業者の都合により、訪問看護師を交代する事があります。訪問看護師を交代する場合は、利用者及びそのご家族等に対してサービスの利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービスの実施時の留意事項

① 定められた内容以外の禁止

利用者は「6、サービスの内容」で、定められたサービス以外を事業者に依頼する事は出来ません。

② 備品等の使用

サービス実施の為に必要となる備品、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様の負担となります。

(4) サービス内容の変更

サービスの利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者・ご家族と相談の上、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

① 利用者もしくはその家族等からの物品等の授受

② 飲酒及び喫煙

③ 利用者もしくはその家族等に対し、宗教活動、政治活動、営利活動

④ その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除く)

8、利用料

(1) 介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1割から3割が利用者負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

(2) 利用者は、料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

9、緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、主治医、緊急連絡先(ご家族等)、救急隊、介護支援事業者などへ連絡をします。

10、秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11、サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談がある場合には下記の窓口にご連絡ください。

事業所の窓口 訪問看護ステーション よいかん安城	電話 0566-91-1087 FAX 0566-91-1088 (平日) 午前9時～午後6時
市役所 高齢福祉課 障害福祉課など	電話 各市役所番号参照 FAX 0566-91-1088 (平日) 午前8時30分～午後5時15分
愛知県国民健康保険団体連合会 保健室 苦情処理相談窓口	電話 050-971-4165 FAX 052-962-8870 (平日) 午前9時～午後5時

12、緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動の制限を行いません。前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置します。

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

(3) 当該又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

13、虐待の防止について

・事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	近藤 健太
-------------	-------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14、衛生管理等

(1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15、業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16、その他留意事項

①訪問看護の利用は必ず医師の指示が必要です。かかりつけ医のない場合は、ご相談に応じます。

②被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の更新や変更を行った場合、各種の減免に関する決定などに変更が生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合等は、速やかに事業所に連絡してください。

③事業所の契約は、いつでもご希望があれば解約できます。

17、第三者評価の実施の有無

提供するサービスの第三者評価の実施はありません。